

公告

事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2024年5月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：バングラデシュ国保健セクタープログラム情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：バングラデシュ国保健セクタープログラム情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00304

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 5 月 29 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国保健セクタープログラム情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年8月から2025年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nakashima.Keiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第四課

(3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年6月4日12時
2	入札説明書に対する質問	2024年6月5日12時
3	質問への回答	2024年6月10日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年6月14日12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年7月1日11時
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付

してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２） 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したのものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記２．（３）日程参照

（２）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

１）技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記２．（３）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案

書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.(3)日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：24a00304_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00304_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{予定価格} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.7 + \text{(価格評価点)} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」という。）の保健セクターはここ数十年で、平均寿命の延伸、5歳未満児死亡率の低下など目覚ましい進歩を遂げているが、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage。以下、「UHC」という。）を含む持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）達成に向けては課題が多い。特に猛威を奮った新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応においては、緊急事態への備えの欠如や医療従事者不足など保健セクターにおける脆弱性を露呈し、保健セクター強化の必要性に関する認識がより高まった。

バングラデシュでの保健分野の現状としては、地方部を中心に医療施設が不足していることに加え、既存施設の機材調達や維持管理が課題となっている。さらに、公的医療の質への懸念から自己負担で民間医療機関が多く利用されている上、社会保障・公的医療保険制度が整備されていないため、医療費の自己負担比率は74%とインドやネパール（それぞれ50%、54%）など近隣諸国と比較しても高く（WHO、2020年）、保健医療サービスへのアクセスに課題がある。加えて、情報システムが乱立し、患者の情報が一元管理されておらず、疾病予防や治療のフォローが実現できていない。1次・2次・3次医療施設間の適切なりファラル体制も構築できておらず、2次以上の施設に患者が集中し、保健医療サービスの質の低下を招いている。上記に加え、1万人当たりの医療従事者数が8.3人（2017年）と、看護師をはじめとする医療人材の不足は深刻であり（SDGs 推奨：1万人当たり44.5人）（WHO、2022年）、医療系教育機関の質の向上も必要となっており、これら課題により保健医療サービスの質は低い水準にとどまっている。なお、5歳未満児死亡率（出生数千人当たり49人（2010年）から同29人（2020年））や妊産婦死亡率（出生数10万人当たり258人（2010年）から同173人（2017年））等は改善したものの（WHO、2019年及び2023年）、食習慣や生活様式等の変化により非感染性疾患（Non-Communicable Diseases。以下、「NCDs」という。）は国民の死因の67%（2016年）を占めており（WHO、2018年）、医療サービス提供側の体制強化や予防啓発活動の強化等を通じた疾病の予防と早期発見が新たな課題となっている。

バングラデシュ政府は、国家開発計画である「第8次5ヶ年計画」（2020/21～2024/25年度）においてSDGs達成に向けた重点課題を定めており、その下で保健を含めた人間開発の強化が重点戦略に設定されている。また、バングラデシュ政府は、「第4次保健・

人口・栄養セクター開発プログラム」(2017年1月～2024年6月)(4th Health, Population and Nutrition Sector Program。以下、「4th HPNSP」という。)を策定し、包括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の改善などを通じたUHC達成を掲げている。4thHPNSPにおいては、質の高い公平な保健サービスのアクセス拡大により全国民が健康と福祉(well-being)を享受することを目標とし、感染症、母子保健、家族計画、栄養への継続支援と、貧困層に対するNCDs対策を行うとしている。また、同プログラムは約30の事業計画であるオペレーショナル・プラン(Operational Plan。以下、「OP」という。)で構成されており、看護人材の増員及び看護サービスの質の改善や、NCDs対策に特化したOPも策定されている。現在、後続のセクター開発プログラムとして、2024年7月開始に向けて、「第5次保健・人口・栄養セクター開発プログラム」(5th Health, Population and Nutrition Sector Program。以下、「5th HPNSP」という。)の策定が進んでいる。

「保健セクタープログラム情報収集・確認調査」(以下、「本調査」という。)は、バングラデシュの保健セクターについて諸課題を確認・分析するとともに、同セクターにおける我が国及び他ドナーによる取り組み状況を整理し、今後の支援の方向性や効果的な援助アプローチを検討するための基礎情報を収集・確認するものである。

第2条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、バングラデシュの保健セクターについて諸課題を確認するとともに、同セクターにおける我が国及び他ドナーによる取り組み状況を整理し、今後の支援の方向性や効果的な援助アプローチを検討するための情報収集・確認を行うことを目的とする。

(2) 調査の範囲

本調査はバングラデシュの保健セクターについての現状把握のために実施されるものであり、コンサルタントは「第2条.(1) 調査の目的」を達成するために「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に示す調査を行い、調査の進捗に応じ「第7条 報告書等」に記載の報告書等を作成し、バングラデシュ政府へ説明・協議を行う。

第3条 調査対象地域

バングラデシュ全土

第4条 関係省庁・機関

- ・ 所管省庁： 保健家族福祉省(Ministry of Health and Family Welfare (MoHFW))、保健サービス部(Health Service Division (HSD))、医療教育・家族福祉部(Medical Education and Family Welfare Division (MEFWD))、保健サービス総局(Directorate General of Health Services (DGHS))、看護・助産総局(Directorate General of Nursing Midwifery (DGNM))、人事省(Ministry

of Public Administration (MoPA)) 等。「5. 実施方針及び留意事項」に記載の有償資金協力実施体制構築支援に当たっては、MoHFW に加え、財務省財務局 (Finance Division (FD), Ministry of Finance (MOF))、経済関係局 (Economic Relation Division (ERD)) が所管省庁となる可能性がある。

- ・ドナー： 世界銀行 (WB)、アジア開発銀行 (ADB)、世界保健機関 (WHO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連人口基金 (UNFPA)、スウェーデン大使館 (SIDA)、米国国際開発庁 (USAID) 等
- ・現地ステークホルダー： NGO、BRAC 大学, International Centre for Diarrhoeal Disease Research, Bangladesh (icddr. b)、保健医療関連企業 (保険、ヘルステック等) 等
- ・本邦企業： 現地に進出しているもしくは進出を希望する日本企業、日本商工会、日本貿易振興機構 (JETRO) 等

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 調査の実施方針

本調査の実施にあたっては、バングラデシュ政府の関係省庁と調査方針 (インセプション・レポート) 及び最終報告書 (案) (ドラフト・ファイナル・レポート) に関する十分な協議・調整を行う。

本調査では、バングラデシュ政府の 5th HPNSP の準備・実施状況及び同プログラム内容の確認とともに 5th HPNSP に基づいた支援ニーズの確認、サービスデリバリーの課題分析を行う。さらに、「第5次保健・人口・栄養セクター開発プログラム (以下、「セクタープログラム」という。)) に関して中央省庁から地方行政におけるプログラム運用のシステム等 MoHFW の仕組みや課題を整理するとともに、JICA としての援助スキームの検討を目的に WB や ADB などの他 Development Partner (以下、「DP」という。) のスキーム運用の確認を行う。

その上で、効果的な援助アプローチの検討に向けて必要な情報 (同アプローチ実現に向けた JICA の支援案 (有償、無償、技協、民間連携等の各スキームを想定) を含む) の収集・分析を行う。なお、調査の実施過程において、バングラデシュ政府、主要 DP、や NGO、BRAC 大学, International Centre for Diarrhoeal Disease Research, Bangladesh (icddr. b)、保健医療関連企業 (保険、ヘルステック等) 等その他ステークホルダー、JICA、調査団で適時に協議を行う機会を設ける。

(2) 保健セクタープログラムに関する包括的な情報収集・分析

保健セクターにおいては Sector Wide Approaches (以下、「SWAp」という。) でのセクタープログラムが約 25 年実施されているが、2026 年の LDC 卒業を見据えてセクタープログラムの有効性や効率性等に関して情報収集し、JICA が同プログラムを支援してきた中でのアプローチの適切性を考察する。その上で、5th HPNSP における保健セクターのニーズ及び課題の確認、各 OP の分析及び実施体制を確認する。実施体制については、MoHFW における保健セクタープログラム実施における仕組み、課題 (中央省庁から地方行政におけるプログラム運用のシステムを含む) 及び他 DP のプログラム支援方法を明確化する。

(3) 保健セクターにおける効果的なドナー協調方法の検討

保健セクターにおいては SWAp でのセクタープログラムが約 25 年実施されているが、2026 年の LDC 卒業を見据えて、セクタープログラムアプローチの有効性や効率性等に関して情報収集し、SWAp とは一線を引いて行ってきた JICA 独自のアプローチの適切性を考察する。その上で、5th HPNSP における保健セクターのニーズ及び課題の把握、各 OP の分析及び実施体制についても確認する。実施体制の確認においては、MoHFW におけるプログラム実施における仕組み（中央省庁から地方行政におけるプログラム運用のシステムを含む）及び他 DP の 5th HPNSP におけるプログラム支援方法を明確化する。

(4) JICA による既存の技術協力と 5th HPSNP の OP の関係性やシナジー効果検討等の確認

① 非感染性疾患(NCDs)対策

5th HPSNP における非感染性疾患対策の位置付け、ニーズ及び課題の情報収集を行う。特に、高血圧や糖尿病をはじめ、がんや呼吸器疾患等の慢性疾患対策に関しての効果的な支援を検討するための政策・制度面、施設・医療機器面、サービス提供者面の情報収集・分析とする（一部、高齢化社会や高齢化に伴う障害ニーズ・支援可能性の増大を見据え、障害者支援に関する情報収集・分析及び他 DP や NGO 等の支援実態の情報も含む）。

② 看護教育及びサービス

5th HPSNP における看護教育及びサービスの改善の位置付け、ニーズ及び情報収集・分析を行う。医療人材育成については MoHFW の他、MoPA や MoF との連携協力による解決が不可欠であり、課題が長年解決されないまま経過している。看護教育や看護サービスに関しての効果的な支援を検討するための政策・制度面、施設・医療機器面の情報収集・分析を行う。また看護人材育成を検討する場合には、医療職全般の人材育成状況や供給構造を理解することが不可欠であるため、医療人材全般に関する政策・制度面、看護大学やその他教育機関等のインフラ面等の情報収集及び課題分析を行う。さらに近年グローバルな視点での労働力の流動性に注目が急速に高まっている背景から、医療者や介護人材の海外流出に関する情報収集・分析を行う。

(5) 拠点病院など大型インフラニーズに係る情報収集及び課題分析

同国においては、病院の老朽化及び維持管理体制の不備などが指摘されており、引き続き、施設整備や医療機器供給支援のニーズがある。質の高いインフラ支援実現のためには、適切な人員配置と医療機器の維持管理、病院管理体制が不可欠であるため、5th HPNSP 及び DPP の中で開発効果が高いと想定される大型インフラニーズの確認及び拠点病院等におけるサービス管理・病院運営体制に関する情報収集・分析を行う。

(6) デジタルイゼーションニーズに係る情報収集及び課題分析

現在、バングラデシュの多くのセクターにおいて、情報通信技術（ICT）の活用、導入が検討されており、保健セクターにおいてもデジタルイゼーションに関する政策が取りまとめられ

た段階であり、デジタル化への取り組みについて情報収集・分析を行う。同分野は非常に煩雑で複雑なシステム理解、DP 支援マッピングが必要なため、大局的な保健セクターにおける ICT 化推進についての動向把握を目的とする。

(7) JICA の関連事業との連携

民間連携事業を含む日本政府及び JICA によるこれまでの支援実績を分析し、支援成果の活用及び実施中案件と JICA の支援案との連携可能性・整合性現在について検討を行う。その他、上記(3)で収集した情報も踏まえつつ、仮に JICA が成果連動型借款を検討した場合、もしくは従来の OP ベースでの支援とした場合等の想定を行い、今後 JICA が具体的な援助アプローチの検討する上で必要な支援項目等について提案を行う。

(8) ジェンダー及び脆弱層、地域格差、気候変動の影響への配慮

上記(1)～(7)について、バングラデシュにおける文化や風習の背景を踏まえ、ジェンダー、障害者、子どもや高齢者、避難民など脆弱層への配慮、地域間格差、気候変動の影響等の視点を踏まえつつ調査し、ジェンダー、所得階層、地域、学歴等に応じた保健指標データを可能な限り入手し、分析、調査結果に反映する。

第 6 条 調査の内容

上記「第 5 条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。本調査に先んじて実施した調査等を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行うこと。

(1) 関連資料・情報の収集・分析およびインセプション・レポート及びインテリム・レポートの説明・協議

- 1) 渡航前に既存関連資料(2020 年度実施の基礎調査を含む)、関連情報、関連データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程の検討を開始する。作業にあたっては効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- 2) 上記の結果や調査に当たってバングラデシュ関係省庁に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポート及びインテリム・レポートを作成し、発注者に提出する。提出時期の設定にあたっては、発注者及び JICA バングラデシュ事務所が内容を確認するための十分な時間を確保すること。
発注者が確認したインセプション・レポート及びインテリム・レポートをバングラデシュ関係省庁に説明・協議し、了解を得る。

(2) 保健セクター情報

- 1) 一般保健概要:人口動態・保健指標(出生率、平均寿命、健康状態と疾病構造、受療状況等の最新値及び傾向)、医療提供体制(保健施設数、医療人材数、医療者養成校等の最新値及び傾向)等

なお、入手可能なものは管区別のデータを示すこと。

- 2) 一般保健財政: 保健財政に係る数値(GDP 対比数値等)、保健支出及び予算執行率の推移等

(3) 保健セクタープログラムの情報収集・分析³

- 1) 保健セクタープログラム概要(国家予算配分・プログラム予算構造等を含む)及びこれまでの変遷(ドナー支援概要を含む)
- 2) 保健セクタープログラムにおける保健指標(MDGs 及び SDGs を含)の経過と最新値及び達成度
- 3) 保健セクタープログラムに関する MoHFW 及び中央省庁内における会計システムや事業報告システム、監査報告書等を含む事業監理システム、ドナー対話システム等
- 4) 保健セクタープログラム実施に関する行政仕組み及び課題(中央省庁から地方行政におけるプログラム運用に関する情報収集・分析)
- 5) 5thHPSNP における課題・ニーズの分析、各 OPs 内容及び実施体制
- 6) 保健セクタープログラムに関する報告書レビュー(Annual Program Implementation Review、Mid-term Review、DP のモニタリング評価報告書等)

(4) 保健セクタープログラムのドナー協調に係る情報収集・分析⁴

- 1) 保健セクタープログラムに関するドナー協調の仕組み及び課題
- 2) 保健セクタープログラムへのドナー支援に係る現状及び援助アプローチの分析・評価(セクタープログラム及びその他個別 DPP、TAPP、プライベートセクターとの協調支援方法等を含む)
- 3) 成果連動型借款(DBL)に関する情報収集・分析(MoHFW 意思決定プロセス、資金フロー(ジョイント・パラレル等)、担当部署、貸付実行方法、評価方法の仕組み、5th HPSNP での DBL 方法の変化、参加ドナー情報、JICA 参入の可能性検討等)
- 4) DLIs 内容(WB 及び ADB)に関する情報収集・分析
- 5) 5thHPSNP におけるドナー支援の対象地域に関する選定情報及び分析(根拠や選定の根拠や意思決定に関するフロー、統計情報等を含む)

(5) 5th HPSNP における非感染性疾患対策に関する現状分析

JICA の協力実績のある NCDs 対策分野において、5th HPSNP における位置付け、ニーズ及び課題の情報収集を行う。特に以下の観点から現状分析を行い、支援ニーズの特定、既往案件とのシナジー効果が期待される今後の協力方針を検討し JICA に提言する。

- 1) 非感染性疾患対策の位置付け、課題、ニーズの情報収集・分析(NCDs 対策の関わりのある OP の洗い出し)
- 2) 高血圧、糖尿病をはじめ、がんや呼吸器疾患等の慢性疾患状況及び対策に関する現状分析(政策・制度面、施設・医療機材・医薬品(治療)面・サービス提供者面の情報収集・

³ セクタープログラムにおける案件形成に向け、必要な調査項目及び情報収集・分析手法案についてプロポーザルで追加提案すること。

⁴ セクタープログラムにおける協調融資の可能性検討に向け、必要な調査項目及び情報収集・分析手法案についてプロポーザルで追加提案すること。

分析)

- 3) 地域診療所健康支援信託法(2018 年)などコミュニティクリニック運営に関する政策・制度面の情報整理及び医療保険(相互補助)における取り組みに関する情報収集・分析
- 4) 高齢化社会及び高齢化に伴う障害や介護ニーズに関する情報収集・分析(政策・制度面、施設・医療機材・医薬品面・サービス提供者面の情報収集・分析)
- 5) ドナー、NGO 等の同分野への支援実態の情報収集・分析

(6) 5th HPSNP における看護教育及びサービスに関する現状分析

JICA の協力実績のある看護分野において、5th HPSNP における位置付け、ニーズ及び課題の情報収集を行う。特に以下の観点から現状分析を行い、支援ニーズの特定、既往案件とのシナジー効果が期待される今後の協力方針を検討し JICA に提言する。

- 1) 5th HPSNP における看護教育・サービスの位置付け、課題、ニーズの情報収集・分析(関係 OPs の洗い出し)
- 2) 看護人材育成に関する現状分析(政策・制度面、施設・医療機材面・病院サービス提供面の情報収集・分析:看護師数/割合、教育機関数、今後の育成見込み、看護師雇用状況、看護師をはじめとする医療者や介護人材の海外輸出等)
- 3) その他医療人材育成に関する現状分析(政策・制度面、施設・医療機材面・病院サービス提供面の情報収集・分析)
- 4) 質の高い看護師育成の援助アプローチに関する情報分析・分析(看護師のキャリアパスや今後の育成、雇用に係る政策や計画を含む)
- 5) ドナー、NGO 等の同分野への支援実態の情報収集・分析

(7) 大型インフラニーズに関する情報収集・分析

- 1) 5th HPSNP における施設建設の位置付け、課題、ニーズの情報収集・分析(関係 OPs の洗い出し、施設リスト化)
- 2) 施設建設に紐づく人員配置、医療機材や医薬品などの供給及び維持管理に関する現状分析(政策・制度面、施設・医療機材・医薬品面・サービス提供者面の情報収集・分析)
- 3) セクタープログラム以外の DPP 案件の情報収集・分析、施設リスト化
- 4) 病院サービス管理体制に関する情報収集・分析(病院運営システム、施設組織図およびその課題)
- 5) 費用対効果の高いと考えられるインフラ案件の検討・特定
- 6) ドナー、NGO 等の同分野への支援実態の情報収集・分析
- 7) ダッカ医科大学病院の改築計画及びプロセス等に係る情報収集

(8) デジタル化ニーズに関する情報収集・分析

保健セクターにおけるデジタル化へのニーズが高まっており、デジタルアーキテクト策定が行われているが、上流の政策や計画を理解した上で、今後の ICT 導入の可能性を確認する。

- 1) デジタライゼーションの政策・制度に関する情報・分析(保健省における IT アーキテクトに関する情報を含む)

- 2) 5th HPNSP におけるデジタル化推進の位置付け、課題、ニーズの情報収集・分析(関係 OPs の洗い出し)
- 3) ドナー、NGO 等の同分野への支援実態の情報収集・分析
- 4) JICA やドナーによるデジタル化の支援方法の検討・分析

(9) JICA のこれまでの案件実績及び今後の援助方針・援助アプローチの検討⁵

- 1) 日本政府・JICA による保健セクターの支援実績の分析(有償、無償、技プロ、SATREPS、アドバイザー派遣等)
- 2) 保健セクタープログラムへの JICA の援助アプローチに関する好事例と課題
- 3) 円借款に関して成果連動型を導入する場合及び従来の OP インputベースを継続する場合、もしくは DPP とする場合の事業想定及び援助アプローチに関する提案
- 4) 技術協力プロジェクトに関する援助アプローチの分析(既存協定、OP ベースにおける協定遵守の方法)

(10) JICA の今後の協力方針及び援助アプローチ(有償、無償、技協の各スキームを想定)の提言⁶

技術協力、無償資金協力、有償資金協力の各スキームにおける新規事業計画の提案を行う。事業計画の提案にあたっては、下記に記載のとおり、各スキームで 2 件程度を提案する。今後具体的な案件形成の検討を進めるために、案件の提案に当たっては以下の 1)～5) を提示すること。

- 1) 事業目的及び必要性
 - 2) 事業概要
 - 3) 事業実施体制
 - 4) 協力概算額及びスケジュール案
- ・有償資金協力： 成果連動型借款含むプロジェクト型借款の案件提案を行う。支援の前提となる政策枠組みは、5th HPNSP を想定。看護を中心とした保健人材育成や NCDs 対策等の既往及び新規協力との相乗効果も考慮した案件形成枠組みを期待する。加えてまた、関係省庁の役割分担や政策立案・実行能力の分析を踏まえ、持続可能な政策実施、モニタリング体制の構築に向けた検討を行い、要すれば、円滑な政策プログラム実施に向けてモニタリングや実施支援を行う有償勘定技術支援の提案も併せて行うこと。
 - ・無償資金協力： 上記プロジェクト型借款と同様、バングラデシュ政府による COVID-19 を踏まえた保健医療施設のインベントリー調査結果等を分析し、医療施設整備、機材供与等にかかるニーズ検討を行う。また有償資金協力同様、5th HPNSP の枠組みの中で、看護を中心とした保健人材育成や NCDs 対策等の既往及び新規協力との相乗効果も考慮した案件形成枠組みを期待する。さらに、過去の無償資金協力案件の現状と課題を分析し、無償資金協力の特色や規模感を踏まえた案件の提案を行う。

⁵ 新規案件形成に向け、援助方針・援助アプローチに係る調査・分析手法についてプロポーザルで追加提案すること。

⁶ 新規案件形成に向け、援助方針・援助アプローチに係る調査・分析手法についてプロポーザルで追加提案すること。

- ・技術協力： JICA が重点的に支援を行ってきた保健人材の育成、NCDs 対策支援の展開に向け、今後重要になる課題への対応策を検討する。加えて、高齢化社会対策に関し、案件形成の可能性を検討する

(11) 横断的視点に関する情報収集・分析

以下の項目について配慮し、調査にあたっては横断的に以下視点を含むものとする。

- 1) バングラデシュ特有の文化背景や風習に基づく背景事情
- 2) ジェンダーによる影響、格差
- 3) 年齢（子ども、思春期、高齢者等）格差
- 4) 障害による影響、格差
- 5) 地域による影響、格差（特に都市部と地方過疎部との比較）
- 6) 経済状況による影響、格差（特に貧困層の状況）
- 7) 気候変動の影響（特にモンスーンや洪水等）

(12) JICA の支援内容案についての説明・協議

(2)～(11)の内容について、発注者、JICA バングラデシュ事務所、関係省庁・機関、開発パートナーを含む主要ステークホルダー等と協議し、内容の精査を行う。

(13) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

(12)までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。発注者の確認を得た上で、バングラデシュ関係省庁に説明・協議し、基本的了解を得る。

(14) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するバングラデシュ関係省庁及び発注者・JICA バングラデシュ事務所のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。

第7条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（5）ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 業務計画書

- 1) 記載事項： 共通仕様書第6条に記載するとおり。
- 2) 提出時期： 契約開始後10日以内
- 3) 部数： 電子データ形式（PDF形式、Word形式。和文。）

(2) インセプション・レポート

- 1) 記載事項： 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等
- 2) 提出時期： 調査開始後 2 週間以内
- 3) 部数： 電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）、簡易製本（英文 3 部）

(3) インテリム・レポート

- 1) 記載事項： インセプション・レポートの内容更新、第 6 条 (2)～(11)に関する内容及び提案
- 2) 提出時期： 2024 年 10 月末
- 3) 部数： 電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）、簡易製本（英文 3 部）

(4) ドラフト・ファイナル・レポート

- 1) 記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）
- 2) 提出時期： 2024 年 12 月末
- 3) 部数： 電子データ形式（PDF 形式、Word 形式。和文及び英文（それぞれ全文）。）、簡易製本（英文 3 部）

(5) ファイナル・レポート

- 1) 記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）
- 2) 提出時期： 履行期限末日
- 3) 部数： 製本（和文 6 部、英文 7 部）、電子データ形式（CD-R 和文 5 部、英文 5 部）、電子データ形式（PDF 形式、Word 形式和文及び英文（それぞれ全文））

(6) デジタル画像集

- 1) 記載事項： プロジェクト対象サイト等のデジタル画像
- 2) 提出時期： 履行期限末日
- 3) 部数： CD-R 2 部

第 8 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書の作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査項目及び情報収集・分析手法	第6条 調査内容 (3) (4)
2	援助方針・援助アプローチに係る調査・分析手法	第6条 調査内容 (9) (10)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.57 人月

(現地渡航回数：延べ7回)

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇格付の目安 (2号))】

1) 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 課題分析にかかるアンケート・ヒアリング調査等の実施
対象分野: 第5条(1)、(2)、(5)及び(6)

(5) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- バングラデシュ国 保健セクター情報収集・確認調査 ファイナル・レポート (2022)
[2 \(jica.go.jp\)](https://www2.jica.go.jp)
- 母子保健および保健システム改善事業事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_BD-P83_1_s.pdf
- 保健サービス強化事業事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_BD-P104_1_s.pdf
- 看護サービス人材育成プロジェクト事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400278_1_s.pdf
- コミュニティ主体の健康づくりプロジェクト事前評価
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1600353_1_s.pdf
- 非感染性疾患対策強化プロジェクト事前評価表
[2023_202108753_1_s.pdf \(jica.go.jp\)](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202108753_1_s.pdf)
- WBにおける成果連動型借款
[Program-for-Results Financing \(PforR\) \(worldbank.org\)](https://www.worldbank.org/Program-for-Results-Financing-(PforR))
- ADBにおける成果連動型借款
[Mainstreaming the Results-Based Lending for Programs | Asian Development Bank \(adb.org\)](https://www.adb.org/Mainstreaming-the-Results-Based-Lending-for-Programs)
- セクタープログラムアプローチについて
[200103_13_01.pdf \(jica.go.jp\)](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/200103_13_01.pdf)

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無

2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（7）安全管理

1) 全域共通

<業務渡航の条件（事前準備）>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前 5 営業日前までに渡航連絡票兼安全対策確認シートにて JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- 渡航の承認が取れば、海外渡航管理システム上で渡航情報の登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- 継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得る。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。

- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

2) ダッカ市内

<全般>

- 軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- 空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道、MRT は可。都市間移動の鉄道の利用はダッカ市・チッタゴン市区間のみ可。

<夜間>

- オールドダッカ及び旧刑務所周辺の地域への立ち入りは禁止。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、MRT は可。鉄道は不可。

3) ダッカ管区（ダッカ市内を除く）

<全般>

- 軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- 空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道は可。

<夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公共バスは可。鉄道は不可。

4) チッタゴン丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県）

- 当該地区への常設執務室の設置は不可とする。18時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられていると JICA 事務所長が判断する場合には、これを認める。
- 移動は車両とする。（リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公共バス、鉄道、タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）
- 夜間の行動範囲は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。

5) チッタゴン管区（上記4）を除く）

<全般>

- 業務渡航でのロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は可（バングラデシュ政府からの事前許可が必要）。一般渡航での同キャンプ地域への訪問は不可。
- 軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- 空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公共バス、鉄道は可。都市間移動の鉄道の利用はダッカ市・チッタゴン市区間のみ可。

<夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公共バスは可。鉄道は不可。

6) 上記2)～5)以外の全土

<全般>

- 行動エリアは、滞在都市内の地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 徒歩移動を可とする。

- リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公共バス、鉄道の利用は不可とする。
＜夜間＞
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間の移動は車両とする。（徒歩、リキシャ、自動三輪車（CNG等）、公バス、鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：社会保障分野の ODA 事業に係る各種支援業務。なお、脆弱層支援に係る各種支援業務の経験を有することが望ましい。

（2）業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（2）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとして下さい。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 4 月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、

証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	課題分析にかかるアンケート・ヒアリング調査等の実施		1,500,000円	ローカルコンサルタント備人費（4人月）	再委託費

（４）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（５）その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、格付 1～3 号まではそれぞれガイドラインのとおり、4～6 号は一律 13,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3